

〔第3種郵便物認可〕

記者会見で判決内容への怒りを語る原告の女性（左）  
＝名古屋市中区で25日、川瀬慎一朗撮影



## 原告「最後の安全網ならず」

判決後に名古屋市内で開かれた記者会見で、原告からは怒りや失望の声が相次いだ。「判決で『国民感情を踏まえ』とあったが、僕たちの感情は無視されている。生活保護は最後のセーフティーネットの役割を果たしていない」。原告の一人、愛知県豊橋市の男性(53)は憤りをあらわにした。同市に住む別の原告の女性(88)も「本当に悔しい。政

府は私が死んでいくのを待っているみたいだ」と声を落とした。原告弁護団の内河恵一弁護団長は「得るもの、心打つものがない判決。裁判所は権利侵害をチェックする役割を忘れている」と批判。弁護団事務局長の森弘典弁護士も「生きるも死ぬも大臣の手に委ねられてしまうような許されない判決だ」と指摘した。【川瀬慎一朗】

# 生活保護減額訴訟棄却

## 名古屋地裁「厚労相に裁量権」

全国初判断

2013年8月以降の生活保護費引き下げは「生存権」を保障した憲法25条に違反するとして、愛知県受給者18人が自治体と国に減額の取り消しや慰謝料を求めた訴訟の判決で、名古屋地裁(角谷昌毅裁判長)は25日、引き下げが厚生労働相の裁量権の範囲であることを認め、請求を棄却した。原告側は控訴する方針。

国は13年8月から3回に分けて、生活保護費のうち食費や光熱費に充てる「生活扶助費」を平均6.5%、最大10%引き下げた。減額は総額670億円に上る。当時のデフレ傾向による物価の下落を考慮した減額が生活保護法に定められた厚労相の「裁量権」の範囲に収まるか否かが争点だった。判決では、物価下落を生

活保護基準に反映させたことを「実質的に当時の生活保護費は増えた」と評価で

き、判断が不合理と言えない」と認めた。生活保護受給者の生活実態ではなく、一般世帯の消費支出を元に支給額を算出したことについても「より適切と言えない」と評価した。一方で、国が減額に際し、専門家の検証を行わなかったことは認めながらも「専門家の」検討を経ることは通例ではあったが、手続きの過誤はみられない」と判断。「厚労相は、当時の国民感情や国の財政事情を踏

まえて生活保護基準を引き下げた」と妥当性を認めた。判決を受け、厚労省は「主張が認められたものと承知している」とコメントした。

### 原告に向き合わず

東京大大学院教育研究科の本田由紀教授(教育学(社会学))の話、専門家の検証を経ずに物価下落を生活保護基準に反映させ、厚生労働省が算出した物価の下落幅は恣意(しい)的に広げられたとする原告側の指摘に判決は正面から向き合っていない。物価の動向を考慮するのであれば、引き下げ以降の物価上昇を可及的速やかに反映すべきだ。引き下げの理由に挙げた「国民感情」についても根拠が

### 物価の考慮は妥当

法政大経済学部の小黒一正教授(公共経済学)の話、物価の動向を考慮することを肯定したのは妥当な判断。公的年金は人口動態などの社会情勢を反映した調整がなされるものの、基本的には物価の動きにそっており、生活保護費だけが物価を考慮しないと考えるのは難しいのではないかとはいえ、生活保護費が生存権の保障に十分かどうかは常に慎重に判断されるべきだ。